

# 建設発生土（残土）の取扱いについて

令和3年3月11日  
光市入札監理課

市が発注する建設工事等における建設発生土については、原則、「指定処分」とすることとしましたので、下記のとおり通知します。

## 記

### 1 基本方針

市は、事業計画や発注計画の策定時に建設発生土の現場内及び公共工事間の流用に努め、残土の発生を抑制に努めます。やむを得ず、建設発生土がでる場合には、適正に処分を行うものとします。

### 2 処分方法

- (1) 原則、指定処分とする。
- (2) 発生する残土量や工事場所周辺における残土処理場の分布状況等から、任意処分によることが合理的な場合は、任意処分とすることができる。
- (3) 積算上の取扱いは4によるものとし、工事着手後、新たに残土を処分する必要が生じた場合も同様に取扱う。

### 3 受入地

#### (1) 民間残土処理場

##### ア 定義

民間残土処理場は、公共残土処理場管理者以外の者が運営・管理を行う残土処理場とする。

##### イ 法令遵守、安全性等の審査

監督職員は、民間残土処理場に処分する場合、受注者に「残土処理場に関する届」及び関係図面等を提出させ、関係法令等の遵守、安全性等について、適正か否かを審査する。

##### ウ 審査の特例

監督職員は、イの審査を行い適正と判断された民間残土処理場について、承諾日以降に全体計画（面積、許可期間等）に変更がない場合は「残土処理場に関する届」のみの提出をもって、審査を要しない。

##### エ 現地調査

監督職員は、必要に応じて現地の管理状況等について確認する。

#### (2) 公共残土処理場

##### ア 定義

(1)の民間残土処理場のうち、市と処理単価について協定の締結する処理場で処分先として経済面、環境面、安全面等において妥当と考えられる処理場であること。

イ 協定

市長は、公共残土処理場を運営・管理する者の処理単価について、適切であることを確認したのちに協定を締結するものとする。

#### 4 積算上の取扱い

(1) 指定処分の場合

ア 起工時

(ア) 原則、公共残土処理場（指定処分地）とする。

(イ) 処分費用は、協定単価とする。

(ウ) 運搬距離は、実距離とする。

(エ) 公共残土処理場の受入条件に合致しない場合は、民間残土処理場を指定できるものとし、処分費用は見積単価、運搬距離は実距離とする。

イ 施工時

(ア) 原則として、設計変更は認めない。ただし、受注者からの協議により、次のいずれかに該当する場合は変更できる。

a 受注者の責めに帰さない理由で指定場所に処分できない場合。

b 受注者から、経済的に優れ、安全性が確保されている民間残土処理場が提案された場合。

(イ) 設計変更する場合の処分費用は以下のとおりとする。

a 設計変更の理由が（ア） a に該当する場合

(a) 公共残土処理場へ変更する場合は、協定単価とする。

(b) 民間残土処理場へ変更する場合は、見積単価とする。

b 設計変更の理由が（ア） b に該当する場合

見積単価とするが、500円/m<sup>3</sup>（捨土整正費用を含まず、その他、捨土料、防災施設費等のすべてを含む。以下、同様とする。）を上限とする。

(ウ) 設計変更する場合の運搬距離は以下のとおりとする。

a 設計変更の理由が（ア） a に該当する場合は、実距離とする。

b 設計変更の理由が（ア） b に該当する場合

(a) 運搬距離は10kmを超えない範囲で実距離により変更する。

(2) 任意処分の場合

ア 起工時

(ア) 処分費用は、500円/m<sup>3</sup>を計上する。

(イ) 運搬距離は、10kmを仮計上する。

イ 施工時

(ア) 処分費用の500円/m<sup>3</sup>は変更しないが、明らかに処分費用が不要となった場合は計上しない。

(イ) 運搬距離は10kmを超えない範囲で実距離により変更する。

## 5 適用

令和3年4月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。(営繕系工事は除く)

## 6 その他

### (1) 「残土処理場に関する届」について

押印を廃止し、関係法令のチェックシートの一部を変更しています。

### (2) 民間残土処理場の審査項目について

次の項目について行うものとする。

- ア 関係法令等で必要な許可を受けていること。
- イ 安全管理、周辺環境への配慮が適切に行われていること。
- ウ 地権者、周辺住民等の同意が得られていること。
- エ 日常の管理が適切に行われていること。
- オ 原則として、残土処理後の土地利用に変更がないこと。